

申請者各位

鳴門商工会議所

台湾の輸入規制緩和に伴う原産地証明書の対応について

このたび台湾政府より、福島県・栃木県・群馬県・茨城県・千葉県などで生産・加工された食品に対して課されていた輸入規制措置の緩和が 2022 年 2 月 8 日に発表されました。

これに伴い、同政府より、従来の運用の継続（原産地証明の「6.Remarks」欄への製造県・生産県記載）に加え、指定文言を記載するよう要請がありました。

今後、台湾向け食品の原産地証明書については、下記要領をご参照いただき、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 指定文言

太枠内の指定文言を、原産地証明書「第 6 欄 Remarks」に記載してください。

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI

※第 6 欄へ記載しきれない場合、記載事項の最後に「*（アスタリスク）」を付し、第 7・8 欄にも同様に「*」を付し、その後に続きを記載してください。

※本指定文言は、典拠インボイスへの記載はできません。（原産地証明書のみに記載してください。）

※本指定文言は、アレンジすることなく必ずそのまま記載してください。

※台湾向け食品の原産地証明書の特別対応となりますので、その他の証明書への転用は、できません。

2. 従来の「製造県・生産県の記載」

産地は、原産地証明書「第 6 欄 Remarks」に記載してください。

（例 1）Place of Manufacture : HIROSHIMA（加工品の場合）

（例 2）Catching area : HIROSHIMA（水産品の場合）

※典拠インボイスに、上記の例と同様に産地を必ず記載してください。